

諏訪広域連合介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 19 日

諏訪広域連合長 金子ゆかり

諏訪広域連合規則第9号

諏訪広域連合介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

諏訪広域連合介護保険条例施行規則(平成15年諏訪広域連合規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条及び第8条の2を次のように改める。

(要介護旧措置入所者の利用者負担額の特例)

第8条 要介護旧措置入所者は、施行法第13条第3項の規定による施設介護サービス費の額の特例を受けようとするときは、広域連合長に申請するものとする。

2 広域連合長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認の決定について当該申請を行った者に通知するものとする。

3 広域連合長は、前項の規定により施設介護サービス費の額の特例を承認したときは、当該申請を行った者に認定証を交付するものとする。

(要介護旧措置入所者の特定負担限度額の特例)

第8条の2 要介護旧措置入所者は、施行法第13条第5項に規定する特定負担限度額の認定を受けようとするときは、広域連合長に申請するものとする。

2 広域連合長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認の決定について当該申請を行った者に通知するものとする。

3 広域連合長は、前項の規定により特定入所者介護サービス費の額の特例を承認したときは、当該申請を行った者に認定証を交付するものとする。

第9条第1項中「及び法第60条に規定する要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）が受ける介護給付及び予防給付は」を「に規定する要介護被保険者が受ける介護給付又は法第60条に規定する居宅要支援被保険者が受ける予防給付の額（以下この条において「利用者負担額」という。）の特例の割合は」に改め、同条第2項中「要介護被保険者等」を「要介護保険者又は居宅要支援被保険者」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、「介護保険利用者負担額減額・免除申請書（様式第30号）に」を削り、「証明する書類を添付して」を「付して」に、「提出」を「申請」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 広域連合長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認の決定について当該申請を行った者に通知するものとする。

第9条に次の1項を加える。

4 広域連合長は、前項の規定により利用者負担額の特例を承認したときは、当該申請を行った者に認定証を交付するものとする。

第12条第1項を次のように改める。

条例第13条第2項に規定する申請書は、介護保険料減免・徴収猶予申請書（様式第52号）によるものとする。この場合において、同条第1項第5号に該当するときは、収入・資産申告書（様式第52号の2）を添付するものとする。

第 12 条第 3 項中「、介護保険料徴収猶予決定通知書（様式第 54 号）により」を削り、同条第 4 項中「場合は」の次に「、徴収猶予を取り消し」を加え、「、介護保険料徴収猶予取消通知書（様式第 55 号）により」を削る。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

条例第 14 条第 2 項に規定する申請書は、介護保険料減免・徴収猶予申請書によるものとする。この場合において、同条第 1 項第 5 号に該当するときは、収入・資産申告書を添付するものとする。

第 13 条第 3 項中「、介護保険料減免決定通知書（様式第 56 号）により」を削り、同条第 5 項中「認めたときは」の次に「、減免を取り消し」を加え、「、介護保険料減免取消通知書（様式第 58 号）により」を削る。

第 14 条第 2 項中「、口座振替不能通知書（様式第 61 号）により」を削る。

第 15 条第 2 項中「納付証明書（様式第 63 号）を」を削り、「当該申請者に」の次に「証明書を」を加える。

第 16 条第 1 項中「、過誤納金還付通知書（様式第 64 号）により」を削り、同条第 2 項中「、介護保険料過誤納金充当通知書（様式第 65 号）により」を削る。

第 17 条中「様式は」の次に「、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）第 6 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により、その他の様式は」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 17 条関係）

様式番号	名称	根拠条項
1 から 5 まで 削除		
5 の 2	介護保険（要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定）取消申請書	法第 31 条第 1 項、第 34 条第 1 項
6 から 20 まで 削除		
20 の 2	住宅改修が必要な理由書	省令第 75 条第 2 項、第 94 条第 2 項
21 から 28 まで 削除		
29	介護保険負担限度額認定証等再交付申請書	省令第 83 条の 6 第 7 項
30 から 32 まで 削除		
33	介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書	省令第 83 条の 8
34	介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給（不支給）決定通知書	省令第 83 条の 8
35 から 44 まで 削除		
45	介護保険第 2 号被保険者保険料	省令第 110 条第 3 項

	等納付状況通知書	
46 から 51 まで 削除		
52	介護保険料減免・徴収猶予申請書	第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項
52 の 2	収入・資産申告書	第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項
53	介護保険料減免・徴収猶予調書	第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項
54 から 56 まで 削除		
57	介護保険料減免理由消滅申告書	第 13 条第 4 項
58 削除		
59	介護保険料申告書	第 15 条
60	介護保険料口座振替依頼書	第 14 条第 1 項
61 削除		
62	介護保険料納付証明申請書	第 15 条第 1 項
63 から 65 まで 削除		
66	地域包括支援センター設置の届出書	法第 115 条の 46 第 3 項
67 削除		
68	介護保険基準収入額適用申請書	法第 51 条、第 61 条、省令第 83 条の 4 第 1 項、第 97 条の 2 の 2

様式第 1 号から様式第 5 号までを次のように改める。

様式第 1 号から様式第 5 号まで 削除

様式第 6 号から様式第 20 号までを次のように改める。

様式第 6 号から様式第 20 号まで 削除

様式第 21 号から様式第 28 号までを次のように改める。

様式第 21 号から様式第 28 号まで 削除

様式第 30 号から様式第 32 号までを次のように改める。

様式第 30 号から様式第 32 号まで 削除

様式第 46 号から様式第 51 号までを次のように改める。

様式第 46 号から様式第 51 号まで 削除

様式第 54 号から様式第 56 号までを次のように改める。

様式第 54 号から様式第 56 号まで 削除

様式第 58 号を次のように改める。

様式第 58 号 削除

様式第 61 号を次のように改める。

様式第 61 号 削除

様式第 63 号から様式第 65 号までを次のように改める。

様式第 63 号から様式第 65 号まで 削除

様式第 67 号を次のように改める。

様式第 67 号 削除

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月19日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。